

# 函館市指定障害福祉サービス事業者等指導監査要領

## 第1 趣 旨

この要領は、函館市指定障害福祉サービス事業者等指導監査要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設設置者、指定一般相談事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者および指定障害児相談支援事業者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）に対する指導監査に関する必要な事項を定めるものとする。

## 第2 指導監査の区分

指導監査は、指定障害福祉サービス事業者等が実施するサービス（以下「サービス等」という。）の質の確保ならびに自立支援給付費、障害児通所支援給付費および障害児相談支援給付費（以下「自立支援給付等」という。）の支給の適正化を図ることを目的として行うものとし次のとおり指導と監査に区分する。

### 1 指 導

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第10条第1項および児童福祉法第57条の3の2第1項の規定に基づく集団指導および運営指導。

### 2 監 査

障害者総合支援法第48条第1項、同条第3項、第51条の27第1項、同第2項および児童福祉法第21条の5の2第1項、第24条の3第1項の規定に基づく監査。

## 第3 指 導

### 1 実施計画

指導監査課は、要綱第2の4の規定および毎年度に別に定める

「指定障害福祉サービス事業者等指導方針」に基づき、当該年度に指導を行う指定障害福祉サービス事業者等を選定し、指定障害福祉サービス事業者等運営指導実施計画書（様式1）を策定するものとする。

また、運営指導を行う指定障害福祉サービス事業者等の選定にあたっては、要綱に基づき計画的な実施を確保するとともに、当該指定障害福祉サービス事業者等が実施する他の事業に係る運営指導等（介護保険法に基づく運営指導、社会福祉法等に基づく法人または施設に対する指導監査等）と合同で行うなど、効率的な実施に努めるものとする。

## 2 運営指導

### (1) 運営指導にあたっての留意点

運営指導にあたっては、次の点に留意する。

ア 事前に自己点検表による自己点検を指示し、運営指導の事前または当日に自己点検表を提出させるとともに、関係書類を用意させること。

イ 当該指定障害福祉サービス事業者等に関する通報、事故報告書および当該指定障害福祉サービス事業者等に対して実施している他の指導監査（社会福祉法、介護保険法等）における指導状況等を確認し、必要に応じ、運営指導において確認すること。

ウ 従業者の任用等で労働基準法等に抵触すると認められる場合は、適宜助言するとともに、必要があると認めるときは、労働基準監督署等に情報提供すること。

エ 指定基準等に基づき適切に実施されておらず、改善を要すると認められるものまたは自立支援給付費等の請求に関し過誤請求等があり、過誤調整が必要と認められるものについては指定障害福祉サービス事業者等運営指導調書（様式2）に記載し、文書指導を行うこと。

オ 改善を要すると認められるが、その内容が軽微なものであり

改善報告の提出を要しないもの、または事業の適切な運営等に関し助言が必要なもの等については、指定障害福祉サービス事業者等運営指導調書（様式2）に記載し、口頭指導または助言を行うこと。

なお、この場合、結果通知には記載しない。

## (2) 過誤調整等

サービス等の内容または自立支援給付等の請求に関し過誤または不当な請求があったときは、当該内容に関して過去分の点検を指示し、その点検結果を過誤調整額内訳表（様式3）により、改善状況報告書に添付させるとともに、過誤調整等必要な措置を行うよう指導する。

## 第4 監査

### 1 監査の実施

監査は次のいずれかに該当する場合に実施する。

- (1) 利用者等に対する虐待や権利侵害行為が疑われる場合。
- (2) 厚生労働省令もしくは条例に定める人員基準または設備および運営基準に関し、重大な違反があることが疑われる場合。
- (3) 自立支援給付等に関し不正請求が疑われる場合。
- (4) 不正の手段により指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた疑いがある場合。
- (5) サービス等に関し不正または著しく不当な行為が疑われる場合
- (6) 勧告，改善命令，指定の効力の停止等の行政上の措置に係る改善状況等の確認をする場合。
- (7) 度重なる指導にも係わらず指導事項が改善されていない場合
- (8) 正当な理由がなく運営指導を拒否した場合。
- (9) その他，特に必要と認めた場合。

### 2 監査事前調書

監査を実施しようとするときは、監査事前調書（様式4）を作成する。

### 3 監査実施通知

監査の通知は、監査日に持参して施行することを原則とするが、すでに物的証拠を保全している場合など、監査日の持参による通知が適当でない場合は、事前に通知をすることができる。

### 4 監査の実施方法

監査は、次の方法により実施する。

- (1) 当該サービス事業所等に立ち入り、その設備もしくは関係書類等の検査を行うとともに、管理者および従業者その他関係者に対して質問を行う。
- (2) 当該指定障害福祉サービス事業者等に対して、報告もしくは関係書類の提出もしくは提示、または従業者等に出頭を求め質問を行う。
- (3) 必要があると認めるときは、元従業者または当該サービス等の利用者およびその保護者等に対し質問を行う。
- (4) 必要があると認めるときは、監査において聴取した内容を記録し、聴取した相手方に内容を確認させたうえで署名を得る。
- (5) 必要があると認めるときは、関係書類の写しの提出を求め、または関係書類を一時預かるものとする。

なお、関係書類を預かる場合は、借用書を交付する。

### 5 監査の留意点

監査に当たっては次の点に留意する。

- (1) 監査前に確認事項、確認書類等および関係法令等について整理し、職員の役割分担を含め、十分打合わせを行うこと。
- (2) 事案によっては、他の指導監査（社会福祉法人指導監査等）との合同監査を検討すること。
- (3) 内部告発等による場合は、情報提供者を保護するために、監査に慎重を期すこと。
- (4) 事案によっては、当該法人が実施している地域生活支援事業（移動支援、日中一時支援等）、介護保険法の指定事業などについても併せて調査すること。

## 6 監査結果の取りまとめ

監査を実施したときは、その結果について、監査結果報告書（様式5）を作成する。

## 7 行政上の措置

### (1) 監査結果の通知

監査の結果は、監査結果報告書作成後に、当該指定障害福祉サービス事業者等に、それぞれの処分等に応じた文書により通知する。

なお、その際に、指導事項および遵守すべき事項がある場合はその法令等の根拠を明示する。

### (2) 勧告

監査の結果、次のような場合に勧告を行うものとするが、個別事案ごとに総合的に判断する。

ア 指定取消しや指定の効力停止には至らないが、軽微とは言えない指定基準違反等がある場合。

イ 再三の行政指導にも係わらず改善が認められない場合。

ウ その他、勧告することが適当であると認める場合。

### (3) 指定の効力の停止

不適正なサービス等が行われている場合において、期間を定めて、指定の効力の全部停止または一部停止（以下「指定の効力の停止」という。）を行い、当該サービス等に係る自立支援給付等の費用の請求を一定期間停止することができる。

### (4) 指定の取消し

改善命令や指定の効力の停止の措置をとっても是正されない場合または指定の申請時からの基準違反がある場合や不正または著しく不当な行為がある場合などは、指定の取消処分を行うことができる。

なお、現にサービス等を利用している利用者等の不利益とならないよう、指定取消しの効力発生まで期間を設けるなど配慮するとともに、他の指定障害福祉サービス事業者等への引継を

適切に行うよう指導する。

また、関係課および関係自治体にもこの旨を連絡し、不正請求等による返還の必要がある時は、返還額を精査し確定するよう依頼する。

#### (5) 指定基準違反等による指定取消し等

重大な指定基準違反等が明らかとなった場合は、当該指定障害福祉サービス事業者等に対して基準を遵守するよう勧告を行い、勧告に対して従わない場合は命令を行い、さらに命令に従わない場合には、指定取消し等の処分を行うことができる。

ただし、次に掲げる場合には、厚生労働省令または函館市条例および函館市規則で定める設備および運営に関する基準に従って適正な事業の運営をすることができなくなったものとして、直ちに指定取消し等の処分を行うことができる。

ア 次に掲げるときその他の指定障害福祉サービス事業者等が自己の利益を図るために基準に違反したとき。

(ア) サービス等の提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき。

(イ) サービス等を行う者またはその従業者に対し、利用者またはその家族に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき。

(ウ) サービス等を行う者またはその従業者から、利用者またはその家族に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を收受したとき。

イ 利用者の生命または身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき。

ウ その他アおよびイに準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき。

## 8 弁明の手続

(1) 弁明の通知

不利益処分に係る行政手続法に基づく弁明の機会の付与を行う場合は、予定される不利益処分の内容および根拠となる法令の条項、不利益処分の原因となる事実、弁明書の提出先および提出期限、弁明に関する事務を所掌する組織の名称および所在地を通知する。

(2) 弁明後の措置

弁明書（当該主張を裏付ける証拠書類等を含む。）の提出があった場合は、これを十分に斟酌して、処分の決定を行う。

9 聴聞の手続

(1) 聴聞の通知

不利益処分に係る行政手続法に基づく聴聞を行う場合は、聴聞を行うべき期日までに相当な期間（通常1週間から10日程度）をおいて、予定される不利益処分の内容および根拠となる法令の条項、不利益処分の原因となる事実、聴聞の期日および場所、聴聞に関する事務を所掌する組織の名称および所在地を通知する。

(2) 聴聞の主宰

聴聞に当たり、聴聞を主宰する者（主宰者）を指名する。

主宰者の指名に当たっては、当該不利益処分を行う立場にある課等の責任者以外の職員を指名するなど配慮することが望ましい。

また、主宰者を補佐する職員を置く場合は、同様の観点から、聴聞に関する事案に携わった職員以外の職員を充てるよう配慮すること。

(3) 聴聞の実施

聴聞は原則として非公開で実施する。

(4) 聴聞後の措置

聴聞後、主宰者は、速やかに聴聞調書および報告書を作成し指導監査課に提出する。

指導監査課は、聴聞調書の内容および報告書に記載された主宰

者の意見を十分に参酌して、処分の決定を行う。

#### 10 行政上の措置の公表等

要綱第3の7の(2)ウに規定する指定の取消し等を行ったときはその旨を公示するとともに市のホームページにおいて公表する。

### 第5 指導監査結果の報告

指導監査を実施した指定障害福祉サービス事業者等について、年度毎に指導監査実施結果一覧表（様式6）を作成する。

附 則

この要領は、平成24年6月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する

附 則

この要領は、平成30年5月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年9月1日から施行する。



附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。